



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年8月29日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 座間市入谷西五丁目在住 男性 69歳
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し67万5,928円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和4年5月10日午前9時10分頃
- 4 事故発生場所 座間市立青少年センター駐車場
- 5 事故の状況 立野台小学校敷地内において、学校用務の作業をする者がエンジン付草刈機で除草作業をしていたところ、石が跳ね、青少年センター駐車場に駐車中の相手方車両に当たり、破損させたものである。
- 6 損害賠償の額 67万5,928円